

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和61年5月6日に、資格喪失日に係る記録を63年12月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月6日から63年12月29日まで

申立期間について、A社B工場にパート社員として、午前9時から午後5時45分まで勤務していたが、同じ条件で働いていた同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、自分の記録が無いことはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場の申立人の同僚及び同社オペレーションセンターの事務担当者の証言から判断すると、申立人が申立期間において同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の条件でパート社員として勤務していた複数の同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる上、これらの同僚は、午後4時までの短時間勤務のパート社員は社会保険に加入せず、午後5時45分までの勤務のパート社員は社会保険に加入していた旨証言しており、経理及び総務の事務を行っていた別の同僚も、午後5時過ぎまで勤務する社員は社会保険に加入し、長時間勤務のパート社員で会社に社会保険に加入しないことを希望した者がいたという記憶は無い旨証言している。

さらに、C社の事務担当者は、「当時、午後5時45分まで勤務のパート社

員については全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていた。」と証言している上、当該事務担当者が記憶する厚生年金保険に加入していたパート社員を含めた従業員の総数とオンライン記録で確認できる厚生年金保険の被保険者数がほぼ一致していることから、会社が申立期間当時において、午後5時45分まで勤務するパート社員について全員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は、賃金台帳等の関係資料が残っておらず、当時の状況は不明であるとしているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和61年5月から63年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から平成17年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から平成17年6月まで  
市役所で国民健康保険の手続を行った際に国民年金の手続も行ったはずなので、国民年金保険料は、店に来ていた金融機関の職員に他の支払に係る納付書と一緒に渡していたと思う。申立期間の納付記録が無いことはおかしいので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所で国民健康保険の加入手続を行った際に国民年金の手続も行い、申立人が経営する飲食店を訪れていた金融機関の職員に国民健康保険料と共に国民年金保険料も預け、納付書により金融機関で納付していたと申し立てているが、申立人の国民健康保険の資格記録は、A市に住居を定めた昭和59年11月から7年半後の平成4年5月に資格取得した記録となっている上、国民年金の記録については、同市において申立人の被保険者台帳が作成され、納付書が発行されていた形跡は確認できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、一度目は昭和47年11月にB町（現在は、C市）で、二度目は48年10月にD市（現在は、E市）において払い出されていることが確認できるが、いずれの被保険者番号においても納付の記録は確認できない上、B町で払い出された被保険者番号については、20歳に遡って被保険者資格を取得後、47年に被保険者資格を喪失し、その後再取得の手続が行われておらず、D市で払い出された被保険者番号は、50年にF県G町を転出後、平成22年まで同町で不在管理となったままであることがオンライン記録及び市町村の国民年金被保険者台帳で確認できる。このことから、申立期間において、行政機関が申立人に国民年金保険料の納付書を発行する可能性はうかがえない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から提出された昭和63年分、平成8年分から16年分までの確定申告書（控）の社会保険料控除欄において、昭和63年分については、国民年金保険料の金額の記載があるものの、その金額は当時の保険料額とは一致しておらず、また、平成8年分から12年分までについては、金額の記載はあるものの、その金

額に国民年金保険料額が含まれていることを確認できない上、13年分から16年分については、国民年金保険料の金額が記載され、その金額は当時の保険料額と一致しているものの、上記のとおり、行政機関が申立人に対し国民年金保険料納付書を発行する可能性はうかがえず、当該確定申告書（控）が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付けるものとは考え難い。

加えて、申立期間は274か月と長期間であり、これほどの連続した月数について、行政機関において継続的に事務的過誤があったものとは考え難く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から7年3月までの期間及び9年4月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年9月から7年3月まで  
② 平成9年4月から10年3月まで

申立期間の国民年金保険料が未納と記録されているが、自分の記憶ではきちんと納付していたので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時居住していたA町（現在は、B市）の役場に国民年金保険料を持参して納付していたと主張しているが、A町で保管していた国民年金被保険者名簿において納付記録が確認できない上、申立人は納付していたとする保険料額などを覚えておらず、当該期間の保険料の納付状況が不明瞭であるほか、申立人がA町の次に居住したC町（現在は、D市）で保管していた国民年金被保険者名簿には未納として記載されていることが確認でき、社会保険事務所（当時）の記録と一致している。

また、申立期間②について、申立人は、納付していたとする保険料額、納付場所及び納付方法を覚えておらず、当該期間の保険料の納付状況が不明瞭である上、当該期間は平成9年1月の基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていた状況において、複数回にわたり金融機関や行政機関で不手際があったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。